

大山隠岐国立公園
(隠岐島・島根半島・三瓶山地域)

公 園 計 画 書

[第3次点検]

令和5年3月31日
環 境 省

目次

1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	規制計画・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1)	保護規制計画等・・・・・・・・・・	4
ア	特別地域・・・・・・・・・・	4
(ア)	特別保護地区・・・・・・・・・・	6
(イ)	第1種特別地域・・・・・・・・・・	9
(ウ)	第2種特別地域・・・・・・・・・・	13
(エ)	第3種特別地域・・・・・・・・・・	17
イ	海域公園地区・・・・・・・・・・	22
ウ	関連事項・・・・・・・・・・	24
(ア)	採取等規制植物・・・・・・・・・・	24
(イ)	捕獲等規制動植物及び区域・・	28
(ウ)	普通地域・・・・・・・・・・	30
エ	面積内訳・・・・・・・・・・	31
3	事業計画・・・・・・・・・・	33
(1)	施設計画・・・・・・・・・・	33
ア	保護施設計画・・・・・・・・・・	33
イ	利用施設計画・・・・・・・・・・	34
(ア)	集団施設地区・・・・・・・・・・	34
(イ)	単独施設・・・・・・・・・・	38
(ウ)	道路・・・・・・・・・・	47
a	車道・・・・・・・・・・	47
b	自転車道・・・・・・・・・・	48
c	歩道・・・・・・・・・・	49
(エ)	運輸施設・・・・・・・・・・	52
(2)	自然体験活動計画・・・・・・・・	55
4	参考事項・・・・・・・・・・	57
(1)	過去の経緯・・・・・・・・・・	57

別添 供覧用総括図

1 基本方針

大山隠岐国立公園の隠岐島・島根半島・三瓶山地域は、隠岐諸島の海岸部と内陸の大満寺山一帯及び壇鏡の滝一帯から成る隠岐島地区、島根半島の東西の海岸部から成る島根半島地区、並びに三瓶山地区に分けられる。

隠岐島地区は、島根半島の沖合約45～80kmに浮かぶ大小180余りの島々から成る群島で、島前と島後に分けられる。島前の穏やかな内海景観や国賀海岸等の断崖、島後の壇鏡の滝やよい岩、鷲ヶ峰の屏風岩、トカゲ岩やローソク島等の奇岩や浄土ヶ浦の多島海景観に代表されるように、火山活動や海食によって生み出された複雑で変化に富んだ景観が見られる。隠岐島地区の地形や地質は、世界的に高く評価され、平成25年9月にユネスコ世界ジオパークに認定されている。また、隠岐島周辺沿岸は海藻の種類と量が多いこと等から、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）に選定されている。植生は、気候変動による海水面の上下で本土と陸続きの状態と離島の状態を繰り返した歴史と対馬暖流とリマン海流がもたらす気候の両方の影響を受け、ナゴラン、ウラジログシ、ヤブツバキ、シキミ、ヒサカキ等の南方系の植物と、ミズナラ、カツラ、イタヤカエデ、リョウブ、ハマナス等の北方系の植物が同時に見られるほか、大陸性のダルマガク、亜高山性のシロウマアサツキなどの植物が海岸沿いの低地に同所的に生育している。また、乳房杉や八百杉、かぶら杉や窓杉に代表されるように、樹齢数百年を超える巨木杉が残る。さらに、また、オキタンポポやオキシクナゲといった隠岐諸島の固有種（固有変種を含む）も生育している。動物では、島前の星神島がオオミズナギドリ、カンムリウミスズメ、ヒメクロウミツバメ等の繁殖地となっており、また島前の大波加島や島後の沖ノ島等がオオミズナギドリの繁殖地となっている。また、オキノウサギやオキサシショウウオ、オキタゴガエルといった隠岐諸島の固有種（固有亜種を含む）も生息している。海域においては、規模の大きなガラモ場やアラメ場等とともに、エビアマモやスゲアマモ等のアマモ場も見られる。これらは産卵場や餌場等として、多様な生物の生息環境の提供に寄与している。魚類では、スズメダイ、ホンベラ、メジナ等の藻場と岩礁を代表する種が多く見られる。隠岐島地区の利用の形態としては、徒歩や遊覧船での海岸探勝、シーカヤックやダイビングなどのマリンスポーツ、海水浴、キャンプ、トレッキング等が中心となっている。

島根半島地区は、東部の美保関の地蔵崎から鹿島町に至る海岸沿いの地域及び西部の出雲大社や日御碕を中心とする地域によって構成される。島根半島地区の海岸線は、半島や入江が連続する複雑な地形を呈している。東部の海岸線では、美保の北浦の模式的沈降海岸や、加賀潜戸や多古の七ツ穴等の海食洞門が見られる。西部の海岸線では、日御碕の発達した柱状節理を有する隆起海岸や、出雲松島の多島海景観等が見られる。島根半島地区の地形や地質は、大陸分裂から日本列島の形成に至る時代に起こった大規模な地殻変動によるものである。植生は、クロマツ林やトベラ、ハマビワ、ハマヒサカキ等の海岸風衝低木林であるが、コナラ林も多い。動物については、日御碕の経島がウミネコの集団繁殖地として国の天然記念物に指定されている。また、海域においては、岩礁性藻場が形成され、カジメ類、ホンダワラ類等が多く見られるとともに、魚類もイシダイ、スズメダイ、メジナ等、藻場と岩礁を代表する種が見られる。さらに、良好な自然海岸があり、イソバナ、トゲトサカ、フタリビワガラシ等のサンゴ類も見られる。島根半島地区の利用の形態としては、徒歩や遊覧船での海岸探勝や、ダイビングやシーカヤック、海水浴などのマリンスポーツが中心となっている。

三瓶山地区は、三瓶山塊及びその山麓部に広がる草原地帯及び湯抱地区から構成される。三瓶山の中央部には、溶岩円頂丘群の男三瓶、女三瓶、子三瓶、孫三瓶などが環状に連なり、その中央は室の内と呼ばれる火口原となっている。また、男三瓶山北側斜面及び室の内には国の天然記念物に指定されているブナの大森林が広がっている。山麓には北の原、西の原、東の原と呼ばれる草原地帯があり、本地区の代表的景観の一つとなっている。また、西の原、北の原、室の内一帯にはそれぞれ浮布池、姫逃池、室の内池があり、景観に変化を与えている。三瓶山地区の利用の形態としては、自然探勝、登山、キャンプ、温泉入浴等が中心となっている。

これらの風致景観を保護し、その適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。

(1) 保護に関する方針

ア．隠岐島地区

特別保護地区の白島、中村海岸、布施海岸、高尾、国賀海岸及び赤壁等は、その海岸景観や天然林景観を厳正に保護し、維持するとともに、浄土ヶ浦及び代海の海中景観等の保護に重点を置く。第一種特別地域の海岸・島しょ景観及び山岳景観は極力保護し、現在の風致を維持する。第二種特別地域の西郷岬や明屋海岸及びアカハゲ山等からの海岸島しょ景観や大満寺山系の森林景観は、利用との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図る。第三種特別地域は生業との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図る。

イ．島根半島地区

特別保護地区の加賀潜戸、多古の七つ穴及び経島は、地形・地質等を厳正に保護し、現在の景観を維持する。公園内の小島・島しょ景観については原則的に第一種特別地域とし、保護を図る。第二種特別地域の出雲大社、日御碕神社の人文景観等を保護の対象とし、利用との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図る。第三種特別地域は生業との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図る。

ウ．三瓶山地区

特別保護地区の室ノ内一帯の火口原、天然林景観を厳正に保護し、現在の景観を維持する。第一種特別地域の山稜線外縁部、男三瓶山北側斜面の天然林景観は、特別保護地区と一体となった自然景観を構成していることから極力保護し、現在の風致を維持する。第二種特別地域の西の原等の草原景観や浮布池、姫逃池等の湖沼景観等は利用との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図る。第三種特別地域は、畜産、林業をはじめとする生業との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図る。

(2) 利用に関する方針

ア．隠岐島地区

アカハゲ山、島津島、国賀海岸、明屋海岸、都万、浄土ヶ浦、白島崎等の利用適地において、自然探勝、野営等ができるよう利用施設を整備するとともに、地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動を推進する。

イ．島根半島地区

幅広い利用者層を対象に、海食崖、隆起海岸等の海岸景観探勝や神話ゆかりの史跡、社寺

等の人文研究まで多様な利用を推進する。美保関、多古鼻、桂島、日御碕等の利用拠点において、自然探勝、宿泊、野営等ができるように利用施設を整備するとともに、地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動を推進する。

ウ．三瓶山地区

三瓶山は初心者から上級者までが登山を楽しめるよう、安全性・快適性に留意した施設整備を行う。山麓一帯では、東の原、北の原、西の原、三瓶温泉等の利用拠点において、自然探勝、野営、宿泊のための利用施設を整備する。本地区の全体を対象とし、地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動を推進する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画等

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 1：特別地域総括表)

都 道 府 県 名	区 域	面積 (ha)
島根県	松江市 鹿島町御津、島根町大芦、加賀、多古、野井及び野波並びに美保関町笠浦、片江、北浦、雲津、七類、菅浦、千酌、美保関及び諸喰の各一部	1,505 国 公 私 — — —
	出雲市 大社町字龍、杵築北、杵築東、鷺浦及び日御碕の各一部	1,210 国 公 私 — — —
	大田市内 室ノ内池の全部 国有林島根森林管理署15林班から22林班までの全部 大田市 三瓶町池田、小屋原、志学及び多根並びに山口町山口の各一部	2,017 国 公 私 — — —
	飯石郡飯南町内 国有林島根森林管理署23林班の全部 飯石郡飯南町 角井の一部	268 国 公 私 — — —
	邑智郡美郷町 湯抱の一部	349 国 公 私 — — —
	隠岐郡海士町 大字海士、大字宇受賀、大字崎、大字知々井、大字豊田、大字福井及び大字御波の各一部	693 国 公 私 — — —

	隠岐郡西ノ島町 大字宇賀、大字浦郷、大字別府及び大字美田の 各一部	2,946 (国 ー) (公 ー) (私 ー)
	隠岐郡知夫村の一部	500 (国 ー) (公 ー) (私 ー)
	隠岐郡隠岐の島町 有木、飯田、飯美、伊後、犬来、今津、卯敷、 大久、釜、加茂、元屋、北方、久見、蔵田、 代、下西、蛸木、津戸、都万、中町、中村、那 久、西町、西村、原田、東町、布施、岬町、 湊、港町、南方及び油井の各一部	3,170 (国 ー) (公 ー) (私 ー)
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部を含む。		
合 計		12,658 (国 ー) (公 ー) (私 ー)

※数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。

※端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
島根県	松江市 島根町加賀及び多古の各一部	35 国 — 公 — 私 —
	出雲市 大社町日御碕の一部	1 国 — 公 — 私 —
	大田市内 室ノ内池の全部 国有林島根森林管理署15林班の全部	128 国 — 公 — 私 —
	隠岐郡西ノ島町 大字宇賀、大字浦郷、大字別府及び大字美田の各一部	316 国 — 公 — 私 —
	隠岐郡知夫村の一部	107 国 — 公 — 私 —
	隠岐郡隠岐の島町 元屋、中村、西村、布施及び湊の各一部	88 国 — 公 — 私 —
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部を含む。		
合 計		675 国 — 公 — 私 —

※数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。

※端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(表3：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
白島	島根県隠岐郡隠岐の島町 西村の一部	白島地区一帯は、板状流紋岩から成る最高 240m からの断崖景観と、それに連続するクロマツの自然林から成っている。	40 (国 公 私)
中村海岸	島根県隠岐郡隠岐の島町 元屋及び湊の各一部	地区一帯はアルカリ粗面岩から成るが、岬部分に、玄武岩が残存して形成されたよい岩、琴岩等の地質的に貴重な特異景観が見られる。	8 (国 公 私)
布施海岸	島根県隠岐郡隠岐の島町 布施の一部	布施海岸は、大小数百の岩礁の散在する多島海を形成し、地質も多岐にわたる特異な海岸景観を呈しており、その背後地はクロマツの自然林となっている。	20 (国 公 私)
高尾	島根県隠岐郡隠岐の島町 中村の一部	高尾地区の森林は、亜熱帯性の着生植物を含む暖帯性常緑広葉樹林から成る原始性の高い自然林である。	19 (国 公 私)
耳浦	島根県隠岐郡西ノ島町 大字宇賀、大字別府及び大字美田の 各一部	耳浦の海岸は、粗面玄武岩から成る豪壮な断層海蝕崖景観を呈し、また、沖合の星神島はオオミズナギドリの繁殖地として天然記念物に指定されている。	145 (国 公 私)
国賀	島根県隠岐郡西ノ島町 大字浦郷及び大字美田の各一部	国賀の断崖景観は、摩天崖を始めとする、粗面玄武岩から成る豪壮な断層崖や、大小 50 余の洞門、洞窟等からなり、代表的な隠岐島の景観である。	171 (国 公 私)
知夫赤壁	島根県隠岐郡知夫村の一部	知夫赤壁の断崖は粗面安山岩質玄武岩から成り、豪壮で色彩に富んだ海蝕景観をなしている。	107 (国 公 私)
多古	島根県松江市 島根町多古の一部	多古地区の海岸には、集塊岩、凝灰岩の断層に沿って多数の洞門が並列し、多古の七ツ穴等の特異な景観を呈している。	11 (国 公 私)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
加賀	島根県松江市 島根町加賀の一部	加賀地区は、玄武岩質集塊岩、凝灰岩、玄武岩等の断層線に沿って同門が続く特異な景観をなしている。	23 国 公 私
日御碕	島根県出雲市 大社町日御碕の一部	日御碕の経島は流紋岩より成る小島であるが、ウミネコの繁殖地として有名であり、天然記念物に指定されている。	1 国 公 私
三瓶山	島根県大田市内 室ノ内池の全部 国有林島根森林管理署 15 林班の全部	当該地は、典型的なトロイデ火山である三瓶山の火口原一帯の区域で、室の内と呼ばれその最底部に室の池を有する。	128 国 公 私
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部を含む。			
合 計			675 国 公 私

※数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。

※端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
島根県	松江市 鹿島町御津、島根町大芦、加賀、多古、野井及び 野波並びに美保関町笠浦、片江、北浦、雲津、七 類、菅浦、千酌、美保関及び諸喰の各一部	47 〔 国 公 私 〕 — — —
	出雲市 大社町宇龍、杵築北、鷺浦及び日御碕の各一部	15 〔 国 公 私 〕 — — —
	大田市内 国有林島根森林管理署 21 林班の全部並びに 16 林 班から 20 林班まで及び 22 林班の各一部 大田市 三瓶町志学の一部	176 〔 国 公 私 〕 — — —
	飯石郡飯南町内 国有林島根森林管理署 23 林班の一部	9 〔 国 公 私 〕 — — —
	隠岐郡海士町 大字海士、大字宇受賀、大字知々井及び大字福井 の各一部	16 〔 国 公 私 〕 — — —
	隠岐郡西ノ島町 大字宇賀、大字浦郷、大字別府及び大字美田の各 一部	181 〔 国 公 私 〕 — — —
	隠岐郡知夫村の一部	15 〔 国 公 私 〕 — — —

隠岐郡隠岐の島町 飯田、飯美、犬来、卯敷、大久、加茂、北方、久見、蔵田、代、蛸木、津戸、那久、東町、布施、岬町、南方及び油井の各一部	109 国 — 公 — 私 —
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部を含む。	
合 計	568 国 — 公 — 私 —

※数値は、区域の精査後にGISソフトを用いて算出した値である。

※端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(表5：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
島後東部海岸	島根県隠岐郡隠岐の島町 飯田、飯美、犬来、卯敷、大久、加茂、東町及び岬町の各一部		(島後で51) 国 公 私 — — —
島後西部海岸	島根県隠岐郡隠岐の島町 北方、久見、蔵田、代、蛸木、津戸、那久、南方及び油井の各一部		(島後で51) 国 公 私 — — —
大満寺山系	島根県隠岐郡隠岐の島町 布施の一部		28 国 公 私 — — —
中ノ島	島根県隠岐郡海士町 大字海士、大字宇受賀、大字知々井及び大字福井の各一部		42 国 公 私 — — —
耳浦	島根県隠岐郡西ノ島町 大字宇賀、大字別府及び大字美田の各一部		24 国 公 私 — — —
国賀三度	島根県隠岐郡西ノ島町 大字浦郷の一部		161 国 公 私 — — —
知夫	島根県隠岐郡知夫村の一部		15 国 公 私 — — —
島根半島東部	島根県松江市 鹿島町御津、島根町大芦、加賀、多古、野井及び野波並びに美保関町笠浦、片江、北浦、雲津、七類、菅浦、千酌、美保関及び諸喰の各一部		47 国 公 私 — — —

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
島根半島西部	島根県出雲市 大社町宇龍、杵築北、鷺浦及び日御碕の各一部		15 (国 公 私 ー ー ー)
三瓶山	島根県大田市内 国有林島根森林管理署 21 林班の全部 並びに 16 林班から 20 林班まで及び 22 林班の各一部 島根県大田市 三瓶町志学の一部 島根県飯石郡飯南町内 国有林島根森林管理署23林班の一部		185 (国 公 私 ー ー ー)
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部を含む。			
合 計			568 (国 公 私 ー ー ー)

※数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。

※端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
島根県	松江市 鹿島町御津、島根町大芦、加賀、多古、野井及び野波並びに美保関町笠浦、片江、北浦、雲津、七類、菅浦、千酌、美保関及び諸喰の各一部	1,024 (国 —) (公 —) (私 —)
	出雲市 大社町字龍、杵築北、杵築東、鷺浦及び日御碕の各一部	621 (国 —) (公 —) (私 —)
	大田市内 国有林島根森林管理署 20 林班及び 22 林班の各一部 大田市 三瓶町池田、小屋原、志学及び多根並びに山口町山口の各一部	1,302 (国 —) (公 —) (私 —)
	飯石郡飯南町 角井の一部	158 (国 —) (公 —) (私 —)
	邑智郡美郷町 湯抱の一部	43 (国 —) (公 —) (私 —)
	隠岐郡海士町 大字海士、大字宇受賀、大字崎、大字知々井、大字豊田及び大字御波の各一部	527 (国 —) (公 —) (私 —)
	隠岐郡西ノ島町 大字宇賀、大字浦郷、大字別府及び大字美田の各一部	295 (国 —) (公 —) (私 —)

	隠岐郡知夫村の一部	317 国 — 公 — 私 —
	隠岐郡隠岐の島町 有木、飯田、飯美、犬来、卯敷、大久、北方、 久見、蔵田、代、津戸、都万、那久、西村、原 田、東町、布施、岬町、湊及び南方の各一部	1,009 国 — 公 — 私 —
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部を含む。		
	合 計	5,296 国 — 公 — 私 —

※数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。

※端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(表 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
島後 東部海岸	島根県隠岐郡隠岐の島町 飯田、飯美、犬来、卯敷、大久、西村、東町、岬町及び湊の各一部		(島後で 839) 〔国 公 私 — — —〕
島後 西部海岸	島根県隠岐郡隠岐の島町 北方、久見、蔵田、代、津戸、都万、那久及び南方の各一部		(島後で 839) 〔国 公 私 — — —〕
大満寺山系	島根県隠岐郡隠岐の島町 有木、原田及び布施の各一部		170 〔国 公 私 — — —〕
中ノ島	島根県隠岐郡海士町 大字海士、大字宇受賀、大字崎、大字知々井、大字豊田及び大字御波の各一部		527 〔国 公 私 — — —〕
耳浦	島根県隠岐郡西ノ島町 大字宇賀、大字別府及び大字美田の各一部		164 〔国 公 私 — — —〕
国賀三度	島根県隠岐郡西ノ島町 大字浦郷及び大字美田の各一部		109 〔国 公 私 — — —〕
焼火山	島根県隠岐郡西ノ島町 大字美田の一部		23 〔国 公 私 — — —〕

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
知夫	島根県隠岐郡知夫村の一部		317 国 公 私
島根半島東部	島根県松江市 鹿島町御津、島根町大芦、加賀、多古、野井及び野波並びに美保関町笠浦、片江、北浦、雲津、七類、菅浦、千酌、美保関及び諸喰の各一部		1,024 国 公 私
島根半島西部	島根県出雲市 大社町宇龍、杵築北、杵築東、鷺浦及び日御碕の各一部		620 国 公 私
三瓶山	島根県大田市内 国有林島根森林管理署 20 林班及び 22 林班の各一部 島根県大田市 三瓶町池田、小屋原、志学及び多根並びに山口町山口の各一部 島根県飯石郡飯南町 角井の一部 島根県邑智郡美郷町 湯抱の一部		1,503 国 公 私
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部を含む。			
合 計			5,296 国 公 私

※数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。

※端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
島根県	松江市 鹿島町御津、島根町大芦、加賀及び野波 並びに美保関町片江及び美保関の各一部	399 国 公 私
	出雲市 大社町字龍、杵築北、鷺浦及び日御碕の 各一部	573 国 公 私
	大田市内 国有林島根森林管理署 16 林班から 20 林 班まで及び 22 林班の各一部 大田市 三瓶町池田の一部	411 国 公 私
	飯石郡飯南町内 国有林島根森林管理署 23 林班の一部	101 国 公 私
	邑智郡美郷町 湯抱の一部	306 国 公 私
	隠岐郡海士町 大字海士、大字崎及び大字知々井の各一 部	150 国 公 私
	隠岐郡西ノ島町 大字宇賀、大字浦郷、大字別府及び大字 美田の各一部	2,154 国 公 私

	隠岐郡知夫村の一部	61 国 公 私 — — —
	隠岐郡隠岐の島町 有木、飯田、飯美、伊後、犬来、今津、 卯敷、大久、釜、加茂、元屋、北方、久 見、代、下西、蛸木、津戸、都万、中 町、中村、那久、西町、西村、原田、東 町、布施、岬町、湊、港町、南方及び油 井の各一部	1,964 国 公 私 — — —
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部を含む。		
合 計		6,119 国 公 私 — — —

※数値は、区域の精査後にGISソフトを用いて算出した値である。

※端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(表 9 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
島後東部海岸	島根県隠岐郡隠岐の島町 飯田、飯美、伊後、犬来、今津、卯敷、大久、釜、加茂、元屋、下西、中町、西町、西村、東町、布施、岬町、湊及び港町の各一部		(島後で 1,689) 国 公 私 — — —
島後西部海岸	島根県隠岐郡隠岐の島町 北方、久美、代、蛸木、津戸、都万、那久、南方及び油井の各一部		(島後で 1,689) 国 公 私 — — —
大満寺山系	島根県隠岐郡隠岐の島町 有木、元屋、中村、原田及び布施の各一部		275 国 公 私 — — —
中ノ島	島根県隠岐郡海士町 大字海士、大字崎及び大字知々井の各一部		150 国 公 私 — — —
耳浦	島根県隠岐郡西ノ島町 大字宇賀、大字別府及び大字美田の各一部		853 国 公 私 — — —
国賀三度	島根県隠岐郡西ノ島町 大字浦郷及び大字美田の各一部		908 国 公 私 — — —

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
焼火山	島根県隠岐郡西ノ島町 大字美田の一部		393 〔 国 公 私 — — — 〕
知夫	島根県隠岐郡知夫村の一部		61 〔 国 公 私 — — — 〕
島根半島東部	島根県松江市 鹿島町御津、島根町大芦、加賀及び野波並びに美保関町片江及び美保関の各一部		399 〔 国 公 私 — — — 〕
島根半島西部	島根県出雲市 大社町宇龍、杵築北、鷺浦及び日御碕の各一部		573 〔 国 公 私 — — — 〕
三瓶山	島根県大田市内 国有林島根森林管理署 16 林班から 20 林班まで及び 22 林班の各一部 島根県大田市 三瓶町池田の一部 島根県飯石郡飯南町内 国有林島根森林管理署 23 林班の一部 島根県邑智郡美郷町 湯抱の一部		818 〔 国 公 私 — — — 〕

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部を含む。			
合 計			6,119 国 — 公 — 私 —

※数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。

※端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

イ 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

(表10：海域公園地区表)

番号	名 称	位 置	地区の概要	面積 (ha)
1	島根半島 海域公園 地区1号	島根県出雲市大社町 鷺浦及び日御碕地先	柱状節理の発生した石英斑岩など火成岩の岩石海岸で湾入突角の多い複雑な海底地形を有している。 海中の生物相は温帯南部に位置づけられ、ホンダワラ類が海藻林を構成し、アオサ、ミルなどが草原状をなしている。魚類としては、チャガラ、キヌバリ、ウミタナゴなどが多く、イソバナ、イボヤギ、オウギフトヤナギなどの無脊椎動物も豊富である。	6.3 (7.0)
2	浄土ヶ浦 海域公園 地区1号	島根県隠岐郡隠岐の島町 布施地先	ヨレモク、オオバモク等のホンダワラ類やアラメ、エビアマモ等が海藻景観を構成し、魚類では、スズメダイ、ウミタナゴ等が非常に多く、インダイ等の大型のものも多く見られる。 この他アカウニ、カメノテ、クロフジツボ等の無脊椎動物も見られる。	10.0 (12.5)
3	浄土ヶ浦 海域公園 地区2号	島根県隠岐郡隠岐の島町 布施地先	ヨレモク、オオバモク等のホンダワラ類やアラメ、エビアマモ等が海藻景観を構成し、魚類では、スズメダイ、ウミタナゴ等が非常に多く、インダイ等の大型のものも多く見られる。 この他海中の洞窟内等では、イソバナ、イボヤギ、トゲトサカ等の腔腸動物、ウミシダ、アカウニ、カイメン等も見られる。	8.1 (8.3)
4	代海域公 園地区	島根県隠岐郡隠岐の島町 代地先	ヨレモクの見事な海藻林が広がり、魚類は種類は多くないが、スズメダイ、インダイ、メジナ、ウミタナゴ、ベラ類が多く、岩かげには無脊椎動物のオオギウミヒドラ、イソバナ、サザエ、アカヒトデ等が見られる。	12.7 (14.8)
5	国賀海域 公園地区	島根県隠岐郡西ノ島町 大字浦郷地先	岩礁部分は、アラメ、エビアマモが繁茂し、大きな転石帯にはヨレモク、オオバモクが、小さな転石帯にはモズク、フクロノリの小型の海藻が多く見られる。魚類では、メバルが多いが、メジナ、ウミタナゴ、ベラ類等も見られる。 この他無脊椎動物では、モツレイソバナ、シヨガヤ等の腔腸動物や、ムラサキウニ、アカウニ、アカヒトデ等の棘皮動物が見られる。	8.2 (7.3)

6	海士海域 公園地区	島根県隠岐郡海士町 大字豊田地先	本地区は、松島の東岸湾内の海面に位置し、海岸部から沖合にかけては転石が堆積するなだらかな海底地形となりその外周は平坦な砂底となっている。転石帯にはアラメ、ヤツマタモク、ノコギリモク等の海藻が大群落を形成しており、浅瀬ではシロガヤ、ウミウチワ、トゲトサカ等の刺胞動物やクロアワビ、サザエなどの軟体動物が高密度で生息している。 また、砂底付近の転石にはイシサンゴ類のニホンアワサンゴ、アミメサンゴ、キクメイシモドキ等の造礁サンゴの分布が見られる他、イシダイ、スズメダイ、オハグロベラ、メバル等の群遊が見事な海中景観を呈している。	6.2 (7.6)
---	--------------	---------------------	--	--------------

※数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。ただし、括弧内については従来の公園計画書上に記載の値を示す。

※端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

ウ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表11：採取等規制植物表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ属
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、マンネンスギ、スギラン
イワヒバ	エゾノヒメクラマゴケ、ヒモカズラ、イワヒバ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ、ナガホノナツノハナワラビ、ハマハナヤスリ、ヒロハハナヤスリ
マツバラン	マツバラン
イノモトソウ	ハコネシダ、タキミシダ、ナチシダ
チャセンシダ	コタニワタリ
ヒメシダ	テツホシダ
メシダ	ウラボシノコギリシダ、ヘイケイヌワラビ
オシダ	ハチジョウベニシダ、ホソイノデ、カラクサイノデ
シノブ	シノブ
ウラボシ	ヤノネシダ、ヌカボシクリハラン、ホテイシダ、ヒメノキシノブ、サジラン、イワヤナギシダ、オシャグジデ ンダ、オオエゾデンダ、イワオモダカ、ビロードシダ
ヒノキ	ミヤマビャクシン
イチイ	キャラボク
ヤナギ	オオバヤナギ
カバノキ	ミヤマハンノキ
クワ	カラハナソウ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
タデ	イブキトラノオ
ナデシコ	ハマナデシコ、エゾカワラナデシコ
キンポウゲ	タンナトリカブト、ニリンソウ、ユキワリイチゲ、イチリンソウ、キクザキイチゲ、ヤマオダマキ、リュウキ ンカ、トリガタハンショウヅル、サンインシロカネソウ、ミスミソウ、オキナグサ、ヒルゼンバイカモ、ノカ ラマツ、ミヤマカラマツ
メギ	ルイヨウボタン、サンカヨウ、トキワイカリソウ

スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	マルバウマノスズクサ、ミヤコアオイ、ウスバサイシン
ボタン	ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
オトギリソウ	ダイセンオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケマンソウ	エゾキケマン
アブラナ	ミヤマハタザオ、シコクハタザオ
ベンケイソウ	メノマンネングサ、ツシママンネングサ
ユキノシタ	ホクリクネコノメ、チシマネコノメソウ、チャルメルソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
スグリ	ヤシャビシャク、ヤブサンザシ
バラ	オニシモツケ、シモツケソウ、アカバナシモツケソウ、ノウゴウイチゴ、オオズミ、イワキンバイ、ヒロハノカワラサイコ、テリハキンバイ、シロヤマブキ、ハマナス、イワガサ、ミツバイワガサ、シモツケ
マメ	ハマナタマメ、タヌキマメ
フウロソウ	イヨフウロ、コフウロ、ビッチュウフウロ
トウダイグサ	イワタイゲキ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ、カラスシキミ、コガンピ
スマレ	ダイセンキスマレ、サクラスマレ、ケマルバスマレ
アカバナ	イワアカバナ、ヒメアカバナ
セリ	ヨロイグサ、エゾノヨロイグサ、ホタルサイコ、タケシマシシウド
イワウメ	ヒメイワカガミ、イワカガミ、オオイワカガミ
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ
ツツジ	コメバツガザクラ、ミヤマホツツジ、イワナシ、アカモノ、シラタマノキ、ツガザクラ、オキシヤクナゲ、ホンシャクナゲ、ダイセンミツバツツジ、ユキグニミツバツツジ、レンゲツツジ、コバノミツバツツジ、コメツツジ、アラゲナツハゼ、コケモモ
サクラソウ	ツマトリソウ、サクラソウ、ハイハマボッサ
モクセイ	ハシドイ
リンドウ	リンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、イヌセンブリ
ミツガシワ	ミツガシワ
キョウチクトウ	チョウジソウ
ガガイモ	フナバラソウ、スズサイコ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ、オオキヌタソウ、クルマバアカネ

ムラサキ	ホタルカズラ、ハマベンケイソウ
シソ	カイジンドウ、キセウタ、オオヤマジソ、コナミキ
ゴマノハグサ	キュウシュウコゴメグサ、ホソバママコナ、スズメハコベ、トモエシオガマ、ゴマノハグサ、サンインクワガタ、サンイントラノオ、トウテイラン、ダイセンクワガタ、ナンゴククガイソウ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン
ハマウツボ	オオナンバンギセル、ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	イヌタヌキモ、ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	キンギンボク、ダイセンヒョウタンボク、オニヒョウタンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	フクシマシャジン、キキョウ
キク	チョウジギク、ミヤマヨメナ、ダルマガク、オキノアブラギク、イワギク、ヒツツキアザミ、モリアザミ、キセルアザミ、サンベサワアザミ、ホソバワダン、ホソバムカシヨモギ、ヤナギタンポポ、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、ニシノヤマタイミンガサ、ネコヤマヒゴタイ、ヒメヒゴタイ、キクアザミ、ハチジョウナ、ヤマザトタンポポ、オキタンポポ、クシバタンポポ、コウリンカ、サワオグルマ
アマモ	タチアマモ
ユリ	ネバリノギラン、アサツキ、シロウマアサツキ、ヤマラッキョウ、アマナ、シライトソウ、カタクリ、ショウジョウバカマ、ユウスゲ、ゼンテイカ、イワギボウシ、ササユリ、コオニユリ、ホソバノアマナ、キンコウカ、チャボゼキショウ、ハナゼキショウ、イワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ
キンバイザサ	コキンバイザサ
アヤメ	ノハナショウブ、ヒオウギアヤメ
イネ	ミヤマヌカボ、ヒゲノガリヤス、コメススキ、アズマガヤ、アイアシ
サトイモ	ヒロハテンナンショウ、ムサシアブミ、ヒメザゼンソウ
ミクリ	ミクリ、ヤマトミクリ、ヒメミクリ
カヤツリグサ	ベニイトスゲ、ヒルゼンスゲ、ダイセンスゲ、オタルスゲ、ヒメスゲ、ダイセンアシボソスゲ、スジヌマハリイ、マシカクイ
ラン	ヒナラン、マメヅタラン、ムギラン、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、キエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、ユウシュンラン、キンラン、ササバギンラン、クゲヌマラン、サイハイラン、トケンラン、シュンラン、マヤラン、クマガイソウ、ツチアケビ、セッコク、カキラン、マツラン、オニノヤガラ、シロテンマ、ベニシュスラン、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、ムカゴソウ、ホクリクムヨウラン、フガクスズムシソウ、セイタカスズムシソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、フウラン、ノビネチドリ、ヒメフタバラン、アオフタバラン、ヨウラクラン、コケイラン、サギソウ、ジンバイソウ、ミズチドリ、イイヌマムカゴ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、マンシュウヤマサギソウ、ノヤマトンボ、ホソバノキソ

	チドリ、コバノトンボソウ、トンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ナゴラン、クモラン、カヤラン、ヒトツボクロ
--	--

(イ) 捕獲等規制動植物及び区域

海域公園地区において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物及びその区域を次のとおりとする。

(表12：捕獲等規制動植物及び区域表)

海域公園 地区名	区 域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制動植物
島根半島 海域公園 地区1号	島根県出雲市大 社町 鷺浦及び日御 碕地先	柱状節理の発生した石英斑岩など火成岩の岩石 海岸で湾入突角の多い複雑な海底地形を有してい る。 海中の生物相は温帯南部に位置づけられ、ホン ダワラ類が海藻林を構成し、アオサ、ミルなどが 草原状をなしている。魚類としては、チャガラ、 キヌバリ、ウミタナゴが多く、イソバナ、イ ボヤギ、オウギフトヤナギなどの無脊椎動物も豊 富である。	6.3 (7.0)	スズメダイ、タカノハダイ、 ニシキベラ、イトヒキベラ、 チャガラ、キヌバリ、クサフ グ、アミメハギ、ワタトリカ イメン、ムラサキカイメン、 オオバンカイメン、オオギウ ミヒドラ、ハネウミヒドラ、 ハネガヤ、トゲトサカ属、イ ソバナ科、フトヤギ科、トゲ ヤギ、ムチヤギ、ウメボシイ ソギンチャク科、グビジンイ ソギンチャク、ジュウジキサ ンゴ、イボヤギ、イワスナギ ンチャク属、ウミカラマツ、 ケヤリ、ベニアミガイ、エボ ヤ、ヒガサウミシダ、ニッポ ンウミシダ、クモヒトデ、オ キノテズルモズル、アカヒト デ、フジツボ科、ヒザラガ イ、ヤスリヒザラガイ、ケハ ダヒザラガイ科、ベッコウカ サガイ、カモガイ、ニシキウ ズガイ科、スガイ、ウラウズ ガイ、アラレタマキビガイ、 キクスズメガイ、メダカラガ
浄土ヶ浦 海域公園 地区1号	島根県隠岐郡隠 岐の島町 布施地先	ヨレモク、オオバモク等のホンダワラ類やアラ メ、エビアマモ等が海藻景観を構成し、魚類で は、スズメダイ、ウミタナゴ等が非常に多く、イ シダイ等の大型のものも多く見られる。 この他アカウニ、カメノテ、クロフジツボ等の 無脊椎動物も見られる。	10.0 (12.5)	
浄土ヶ浦 海域公園 地区2号	島根県隠岐郡隠 岐の島町 布施地先	ヨレモク、オオバモク等のホンダワラ類やアラ メ、エビアマモ等が海藻景観を構成し、魚類で は、スズメダイ、ウミタナゴ等が非常に多く、イ シダイ等の大型のものも多く見られる。 この他海中の洞窟内等では、イソバナ、イボヤ ギ、トゲトサカ等の腔腸動物、ウミシダ、アカウ ニ、カイメン等も見られる。	8.1 (8.3)	

海域公園 地区名	区 域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制動植物
代海域公園地区	島根県隠岐郡隠岐の島町 代地先	ヨレモクの見事な海藻林が広がり、魚類は種類は多くないが、スズメダイ、イシダイ、メジナ、ウミタナゴ、ベラ類が多く、岩かげには無脊椎動物のオオギウミヒドラ、イソバナ、サザエ、アカヒトデ等が見られる。	12.7 (14.8)	イ、アクキガイ科、タモトガ
国賀海域公園地区	島根県隠岐郡西ノ島町 大字浦郷地先	岩礁部分は、アラメ、エビアマモが繁茂し、大きな転石帯にはヨレモク、オオバモクが、小さな転石帯にはモズク、フクロノリの小型の海藻が多く見られる。魚類では、メバルが多いが、メジナ、ウミタナゴ、ベラ類等も見られる。 この他無脊椎動物では、モツレイソバナ、シヨガヤ等の腔腸動物や、ムラサキウニ、アカウニ、アカヒトデ等の棘皮動物が見られる。	8.2 (7.3)	
海士海域公園地区	島根県隠岐郡海士町 大字豊田地先	本地区は、松島の東岸湾内の海面に位置し、海岸部から沖合にかけては転石が堆積するなだらかな海底地形となりその外周は平坦な砂底となっている。転石帯にはアラメ、ヤツマタモク、ノコギリモク等の海藻が大群落を形成しており、浅瀬ではシログヤ、ウミウチワ、トゲトサカ等の刺胞動物やクロアワビ、サザエなどの軟体動物が高密度で生息している。 また、砂底付近の転石にはイシサンゴ類のニホンアワサンゴ、アミメサンゴ、キクメイシモドキ等の造礁サンゴの分布が見られる他、イシダイ、スズメダイ、オハグロベラ、メバル等の群遊が見事な海中景観を呈している。	6.2 (7.6)	

※数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。ただし、括弧内については従来の公園計画書上に記載の値を示す。

(ウ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表13：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
島根県	松江市 美保関町笠浦、七類、菅浦及び美保関の各一部	7 国 — 公 — 私 —
	出雲市 大社町字龍及び日御碕の各一部	1 国 — 公 — 私 —
	大田市 三瓶町志学の一部	24 国 — 公 — 私 —
	隠岐郡隠岐の島町 下西及び港町の各一部	90 国 — 公 — 私 —
陸域合計		122 国 — 公 — 私 —
陸域公園区域の地先海面の一部		33,926
合 計		34,048

※数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。

※端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

エ 面積内訳

(表14：地域地区別土地所有別面積総括表) (単位：面積ha、比率%)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区 ※	普通地域 (海域) ※	合計 (海域) ※	
地種区分		特別保護地区			第 1 種			第 2 種			第 3 種											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	6ヶ所 51.6 (57.5) [0.2]	33,926 [99.8]	33,977.6 (33,983.5) [100.0]
島隠 ・岐 三島 瓶・ 山島 地根 域半	土地所有別面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	地種区分別面積 [比率]	675 [5.3]			568 [4.4]			5,296 [41.4]			6,119 [47.9]			122 [1.0]			12,780 [100.0]					
	地域地区別面積 [比率]				11,983 [93.8]																	
	地域別面積 [比率]	12,658 [99.0]																				
大 山 蒜 山 地 域	土地所有別面積	1,052	324	128	3,544	285	503	1,357	2,390	1,868	3,051	1,627	1,958							487	448	3,295
	地種区分別面積 [比率]	1,504 [6.7]			4,332 [19.4]			5,615 [25.2]			6,636 [29.7]			4,230 [19.0]			22,317 [100.0]					
	地域地区別面積 [比率]				16,583 [74.3]																	
	地域別面積 [比率]	18,087 [81.0]																				
合 計	土地所有別面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							—	—	—
	地種区分別面積 [比率]	2,179 [6.2]			4,900 [14.0]			10,911 [31.1]			12,755 [36.3]			4,352 [12.4]			35,097 [100.0]					
	地域地区別面積 [比率]				28,567 [81.4]																	
	地域別面積 [比率]	30,745 [87.6]																				

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、大山隠岐国立公園全体の数値を示している。

※数値は、区域の精査後にGISソフトを用いて算出した値である。ただし、丸括弧内については従来の公園計画書上に記載の値を示す。

※端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(表15：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区 市町村名		特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	海城公園 地区 ※	普通地域 (海域) ※	合計 (海域) ※
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計					
島 根 県	松江市	35	47	1,024	399	1,505	7	1,512	— 6.3 — — 6.2 8.2 — 37.1 51.6		
	出雲市	1	15	621	573	1,210	1	1,211			
	大田市	128	176	1,302	411	2,017	24	2,041			
	飯石郡	飯南町	0	9	158	101	268	268			
	邑智郡	美郷町	0	0	43	306	349	349			
	隠岐郡	海士町	0	16	527	150	693	693			
		西ノ島町	316	181	295	2,154	2,946	2,946			
		知夫村	107	15	317	61	500	500			
		隠岐の島町	88	109	1,009	1,964	3,170	3,260			
	隠岐島・ 島根半島・ 三瓶山地域合計		675	568	5,296	6,119	12,658	122	12,780	33,926	33,977.6
大山蒜山地域 合計		1,504	4,332	5,615	6,636	18,087	4,230	22,317	0	0	0
大山隠岐 国立公園 総計		2,179	4,900	10,911	12,755	30,745	4,352	35,097	51.6	33,926	33,977.6

※海域は国の所有に属する公共水面であり、県別等に面積を示すことができないため、大山隠岐国立公園全体の数値を示している。

※数値は、区域の精査後にGISソフトを用いて算出した値である。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表16：保護施設表)

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
(隠岐島)				
1	植生復元施設	島根県隠岐郡西の島町（国賀崎）	国賀海岸から摩天崖にかけてのクロマツ林の荒廃の防止及び復元を図る。	平成9.9.19告示
(三瓶山)				
2	植生復元施設	島根県大田市（男三瓶山頂）	男三瓶山頂の草地の荒廃の防止及び復元を図る。	平成9.9.19告示

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表17：集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標	整 備 計 画 区 及 び 基 盤 施 設	整 備 方 針	面 積 (ha)			
1	都 万	島根県隠岐郡隠岐の島町 津戸の一部	本地区は、隠岐島島後地区の南端部に位置し、都万港と津戸港の間に突き出た半島の基部にあたる台地で断崖が多い隠岐島内にあって比較的地形の穏やかな地域である。一帯は、クロマツの自然林やシイ・カシ・アカマツの二次林等に覆われ、優れた海岸景観を呈している。また、隠岐島の玄関口である隠岐空港や西郷港に近く、隠岐島では数少ない砂浜を有し、周辺が入り江に囲まれているため波浪も小さく、利用形態は、海水浴、キャンプが多い。 この恵まれた景観や良好なアクセスを生かし、隠岐島の最大の利用拠点として、海蝕景観等の探勝、海水浴、磯遊びなどの海浜レクリエーション利用のための施設を計画するものとする。	北部整備計画区	本地区の中心となる整備計画区である。 本計画区の北部のうち、外海に面する海岸部は、地区の中心的な海水浴場として位置付け、休憩所、更衣室、シャワー室、公衆便所、係留施設等、必要な関連施設を整備し、背後の平坦地には、テニスコート等の運動施設及び駐車場を整備する。 中央部には管理センターをはじめ、駐車場、多目的広場、公衆便所等の公共施設を整備し、地区の拠点とする。 隣接するクロマツの疎林内にはセントラルロッジ、テントサイト、炊事棟、便所等を、海岸部には地区利用者のための宿舎を整備する。	42.7			
				南部整備計画区	津戸港内に面した主に散策、海水浴のための整備計画区である。 本計画区南部の砂浜は、海水浴場として位置づけ、休憩所、シャワー室、公衆便所等、必要な関連施設を整備する。 砂浜と北部整備計画区との間は、休養園地して機能させ、歩道、芝生広場、休憩所等を整備する。	7.3			
				道 路 （ 歩 道 ）	各施設を結ぶ歩道を整備する。				
				給 水 施 設	地区内の各施設に給水するための施設を整備する。				
				排 水 施 設	地区内の各施設からの排水（雑排水を含む。）を処理するために必要な施設を整備する。	国	公	私	
				面 積 計			0.2	29.0	20.8
							50.0		

番号	名 称	区 域	計 画 目 標	整 備 計 画 区 及び基盤施設	整 備 方 針	面 積 (ha)		
2	日 御 碕	島根県出雲市大社町 日御碕の一部	本地区は、島根半島西部に位置し、石英角斑岩質流紋岩が作り出す特異な海岸景観や海岸線に見られるクロマツの自然林とともに、日御碕神社や日御碕灯台が魅力の中心となっている。 この恵まれた自然環境と観光資源を生かし、島根半島西部地区の海の利用拠点として、出雲大社地区と一体となった適正な公園利用を増進するための施設を計画するものとする。	北 部 整 備 計 画 区	日御碕神社線道路（車道）終点一帯には、駐車場、案内所等の公共施設を整備し、その周辺には、国民宿舎を中心として既存宿舎を適切に維持管理しつつ、快適な宿泊拠点として施設の整備を図る。 海岸部の常緑広葉樹林やクロマツ林、柱状節理の海岸台地一帯の自然探勝のため及びウミネコ繁殖地である経島の観察のために園路、休憩所、公衆便所、展望施設等を整備する。 また、おわし浜一帯を海水浴場と位置づけ、休憩所、公衆便所、栈橋等を整備する。	16.4		
				南 部 整 備 計 画 区	日御碕神社方面探勝のための駐車場、公衆便所等を整備し、港に至る道路沿いの宿泊施設等は既存施設の改善に重点をおく。 日御碕神社と北部整備計画区との間の森林の保全を図り、整備する施設は自然探勝歩道にとどめる。	12.9		
				道 路 （ 歩 道 ）	各施設を結ぶ歩道を整備する。			
				給 水 施 設	地区内の各施設に給水するための施設を整備する。			
				排 水 施 設	地区内の各施設からの排水（雑排水を含む。）を処理するために必要な施設を整備する。	国	公	私
				面 積 計		0	2.7	26.6
						29.3		

番号	名 称	区 域	計 画 目 標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面 積 (ha)		
4	西 郷 岬	島根県隠岐郡隠岐の島町 岬町の一部	当該地区は、隠岐最大の島、島後の玄関口 西郷湾の西に位置する溶岩台地の半島部で、 一帯は、クロマツ等の二次林に覆われる一 方、眺望の開けた草原や畑地となっている。 この恵まれた自然環境と良好なアクセスを 生かし、海洋型レクリエーションの拠点とな るよう施設を計画するものとする。	西郷岬整備計 画区	整備計画区中央部は、ビジターセンターをは じめ、案内所、休憩所、野営場及び宿舎等、本 地区の中心として施設を整備する。 整備計画区西部には海水浴場等水辺利用のた めの施設を中心に、ピクニック広場、テニスコ ート等運動施設を整備する。 西郷岬灯台のある白崎から北の地区東部は、 自然豊かな断崖上にある地区であり、自然景観 の維持を図りつつ、日本海をはじめ、西郷湾、 近隣のリアス式海岸を散策、展望するための自 然探勝施設を整備する。	80.2		
				面 積 計		国 14.5	公 28.7	私 37.0
						80.2		

番号	名 称	区 域	計 画 目 標	整 備 計 画 区 及 び 基 盤 施 設	整 備 方 針	面 積 (ha)		
5	三瓶山 北の原	島根県大田市 三瓶町の一部	島根県のほぼ中央にある独立峰の火山の三瓶山北麓に位置し、豊かな森林と牧歌的な草原が広がる地区である。 この恵まれた自然環境を生かし、三瓶山一帯を野外の自然博物館（フィールドミュージアム）としてとらえて、自然とのふれあいの拠点となるよう施設を計画するものとする。	三瓶山北の原整備計画区	地区中央部には、ビジターセンター（三瓶自然館）フィールドセンター、鳥獣観察舎及び駐車場などのフィールドミュージアムの拠点及び事前学習の場として施設を整備し、中央部北にオートキャンプを中心とする野営場を宿泊施設として整備する。 西部の姫逃池周辺の湿地帯、草地及び東部のイヌシデ林、シバ草原に自然探勝歩道、自転車道、クロスカントリーのコース、乗馬コース及び広場を配置し、自然教育の場としてフィールドを整備する。	134.3		
				面 積 計		国	公	民
						0	130.4	3.9
						134.3		

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表18：単独施設表)

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
(隠岐島)				
1	園 地	島根県隠岐郡隠岐の島町（白島崎）	車道終点から白島崎までの歩道を散策園路として、白島崎及び白島の探勝ための展望、休憩園地とする。	昭55.9.19告示
3	園 地	島根県隠岐郡隠岐の島町（黒島岬）	散策、展望のための園地として、路傍に小規模な駐車場を設ける。	昭55.9.19告示
4	園 地	島根県隠岐郡隠岐の島町（塩浜）	海水浴利用者のための休憩園地とし、海水浴関連施設を設ける。	昭55.9.19告示
5	野 営 場	島根県隠岐郡隠岐の島町（立木）	主に海水浴利用者のための野営場とする。	昭55.9.19告示
11	園 地	島根県隠岐郡隠岐の島町（浄土ヶ浦）	浄土ヶ浦探勝のため、散策、休憩、展望、自然解説等の機能を有する地区とする。	昭55.9.19告示
12	野 営 場	島根県隠岐郡隠岐の島町（浄土ヶ浦）	一般利用者及び海水浴利用者を対象とした野営場とし、ケビンを併設する。	昭55.9.19告示
13	園 地	島根県隠岐郡隠岐の島町（鷲ヶ峰）	大満寺山系利用の基地としての展望休憩園地とし、小規模な駐車場を付帯させる。	昭55.9.19告示
15	園 地	島根県隠岐郡隠岐の島町（久見崎）	展望及び散策のための園地とする。	昭55.9.19告示
17	園 地	島根県隠岐郡隠岐の島町（高田山）	展望及び散策のための園地とする。	昭55.9.19告示

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
18	園 地	島根県隠岐郡隠岐の島町（那久岬）	展望及び散策のための園地とし、路傍駐車場を設ける。	昭55. 9. 19告示
19	園 地	島根県隠岐郡海士町（明屋海岸）	海岸の散策、展望、海水浴のための園地とし、海水浴関連施設を設ける。	昭55. 9. 19告示
20	園 地	島根県隠岐郡海士町（金光寺山）	海岸の散策、展望、海水浴のための園地とし、海水浴関連施設を設ける。	昭55. 9. 19告示
21	園 地	島根県隠岐郡西ノ島町（耳浦）	東国賀利用の中心的施設で、一般利用者及び海水浴利用者を対象としたピクニック、散策、休憩園地とし、駐車場を設ける。	昭55. 9. 19告示
22	野 営 場	島根県隠岐郡西ノ島町（耳浦）	一般利用者及び海水浴利用者を対象とした野営場とする。	昭55. 9. 19告示
23	園 地	島根県隠岐郡西ノ島町（焼火山）	一般利用者及び神社参拝者を対象とした休憩展望園地とする。	昭55. 9. 19告示
24	園 地	島根県隠岐郡西ノ島町（イザナギ浜）	国賀東部の利用の中心的施設で、一般利用者及び海水浴利用者を対象としたピクニック、散策、休憩園地とし、駐車場を設ける。	昭55. 9. 19告示
26	園 地	島根県隠岐郡西ノ島町（摩天崖）	摩天崖一帯の散策利用者を対象とした休憩、展望園地とする。	昭55. 9. 19告示
27	園 地	島根県隠岐郡西ノ島町（国賀浜）	摩天崖一帯の散策利用者を対象とした休憩、展望園地とする。	昭55. 9. 19告示
30	園 地	島根県隠岐郡知夫村（アカハゲ山）	一般利用者を対象とした展望、休憩園地とする。	昭55. 9. 19告示

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
31	園 地	島根県隠岐郡知夫村（島津島）	一般利用者及び海水浴利用者を対象としたピクニック、散策、休憩園地とし、栈橋を設ける。	昭55.9.19告示
33	園 地	島根県隠岐郡知夫村（長尾鼻）	一般利用者を対象とした展望、休憩園地とする。	昭55.9.19告示
68	駐 車 場	島根県隠岐郡隠岐の島町（中谷）	大満寺山系の北の登山口の駐車場として整備する。	平2.3.8告示
69	駐 車 場	島根県隠岐郡隠岐の島町（南谷）	大満寺山系の南の登山口の駐車場として整備する。	平2.3.8告示
72	園 地	島根県隠岐郡隠岐の島町（尾白鼻）	代海中公園地区及びロウソク岩等の奇岩や海食崖の展望園地として整備する。	平2.3.8告示
73	野 営 場	島根県隠岐郡隠岐の島町（吉浦）	磯浜の海水浴場を前面に持つマツ林の中の平坦地に海浜利用のための野営場を整備する。	平2.3.8告示
75	園 地	島根県隠岐郡隠岐の島町（油井ノ池）	島後形成時の爆裂火口跡と言われる油井ノ池（広大な円形の湿地帯）を観察するための展望園地として整備する。	平2.3.8告示
76	野 営 場	島根県隠岐郡隠岐の島町（明屋海岸）	磯浜の海水浴場で、磯遊びなどの利用も多く、既設の展望、散策園地と一体的に自然探勝、海浜利用のための野営場として整備する。	平2.3.8告示
77	野 営 場	島根県隠岐郡海士町（松島）	明屋海岸の東沖にある水が存在する数少ない無人島であり、自然探勝のための野営場として整備する。	平2.3.8告示

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
78	宿 舎	島根県隠岐郡海士町（金光寺山）	車で行ける代表的な海士島の展望地である金光寺山の由緒ある金光寺近くに、宿舎を整備する。	平 2 . 3 . 8 告示
80	野 営 場	島根県隠岐郡西ノ島町（国賀浜）	ピクニック利用及び無秩序な野営利用の適正化を図るための野営場として整備する。	平 2 . 3 . 8 告示
81	園 地	島根県隠岐郡西ノ島町（赤尾）	海面から 250 メートルも垂直にそそり立つ景勝地国賀の中心、摩天崖や岩礁、洞門、洞穴などを国賀海岸の南から展望する園地として整備する。	平 2 . 3 . 8 告示
82	園 地	島根県隠岐郡知夫村（高平山）	隠岐島最南部にある高台で、本州を眺め、また、景色を眺望できる数少ない適地であり、展望台と園路を整備する。	平 2 . 3 . 8 告示
83	野 営 場	島根県隠岐郡知夫村（島津島）	島内に水道施設があり、利便性にも富んでいるため、また、現在行われている無秩序な野営利用の適正化を図るために、島津島宿舎（未整備）の振替として、海浜利用のための野営場として整備する。	平 2 . 3 . 8 告示
84	宿 舎	島根県隠岐郡知夫村（長尾鼻）	海の景観に恵まれた平坦地で、交通等の利便性のある長尾鼻に、宿舎を整備する。	平 2 . 3 . 8 告示
98	宿 舎	島根県隠岐郡隠岐の島町（都万海岸）	海岸背後地のマツ林内に海水浴、自然探勝、散策等のための滞在拠点として整備する。	平 9 . 9 . 19 告示
107	園 地	島根県隠岐郡知夫村（赤壁）	赤壁を展望、散策するための園地として、既存施設の維持改善を図る。	新規
108	園 地	島根県隠岐郡西ノ島町（鬼舞）	展望及び散策のための園地として、既存施設の維持改善を図る。	新規

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
109	園 地	島根県隠岐郡隠岐の島町（壇鏡の滝）	壇鏡の滝の展望及び散策のための園地として、既存施設の維持改善を図る。	新規
110	舟 遊 場	島根県隠岐郡隠岐の島町（津戸）	シーカヤックを利用したアクティビティのためのトイレ、休憩施設等として、既存施設の維持改善を図る。	新規
111	舟 遊 場	島根県隠岐郡隠岐の島町（小津久）	シーカヤックを利用したアクティビティのためのトイレ、休憩施設等として整備する。	新規
（島根半島）				
36	園 地	島根県松江市（多古鼻）	一般利用者を対象とした展望、散策、休憩園地とする。	昭55.9.19告示
37	園 地	島根県松江市（潜戸鼻）	一般利用者及び釣の利用者を対象とした展望、散策園地とする。	昭55.9.19告示
38	園 地	島根県松江市（加賀）	桂島を中心とした海水浴、海岸探勝のための園地とし、園路、休憩所、海水浴施設を設ける。	昭55.9.19告示
39	宿 舎	島根県松江市（加賀）	一般及び海水浴利用者を対象とした宿舎とする。	昭55.9.19告示
40	園 地	島根県松江市（須々海海岸）	一般利用者及び海水浴利用者を対象とした散策、休息園地とし、海水浴施設を設ける。	昭55.9.19告示
41	園 地	島根県松江市（地蔵崎）	一般利用者を対象とした展望、散策、休憩園地とする。	昭55.9.19告示
43	園 地	島根県松江市（五本松）	一般利用者を対象とした展望、散策園地とする。	昭55.9.19告示

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
44	園 地	島根県松江市（釣鉾山）	一般利用者及び海水浴利用者を対象とした展望、散策、休憩園地とする。	昭55.9.19告示
45	園 地	島根県松江市（大崎）	一般利用者を対象とした展望、散策、休憩園地とする。	昭55.9.19告示
46	園 地	島根県松江市（北浦）	主に海水浴利用者を対象とした休憩のための園地とし、海水浴施設を含める。	昭55.9.19告示
47	駐 車 場	島根県松江市（北浦）	海水浴利用者のための駐車場とする。	昭55.9.19告示
49	園 地	島根県出雲市（布窟）	一般利用者を対象とした展望、散策園地とする。取付歩道を含める。	昭55.9.19告示
50	駐 車 場	島根県出雲市（出雲大社）	出雲大社の参拝者のための駐車場とする。	昭55.9.19告示
85	野 営 場	島根県松江市（築島）	島内に水が存在する、海のきれいな磯浜の無人島であり、築島園地の振替として海浜利用のための野営場として整備する。	平2.3.8告示
86	宿 舎	島根県松江市（多古）	島根半島最北の日本海の眺望に優れた景勝地であり、利便性にも富んでいるので、宿舎を整備する。	平2.3.8告示
87	園 地	島根県松江市（長良谷）	付近一带に利用施設、便益施設がないため、有名な桜並木のある県道沿いの当該地を公園利用者のための駐車場を付帯した休憩園地として整備する。	平2.3.8告示
88	園 地	島根県松江市（九島）	日本海を望む優れた展望地として、また、岩場の海水浴場として利用が多い景勝地の無人島であり、展望及び海浜利用のための園地として整備する。	平2.3.8告示

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
89	園 地	島根県松江市（観音崎）	日本海を望む展望性の優れた高台であり、駐車場より観音崎灯台までの園路、展望台等を整備する。	平 2 . 3 . 8 告示
90	園 地	島根県出雲市（ひろげの浜）	出雲大社、日御碕間の浜で、磯の遊びや海水浴利用が多くなされていることから、自然探勝及び海浜利用者のための園地として整備する。	平 2 . 3 . 8 告示
102	野 営 場	島根県松江市（加賀）	桂島の海岸線を生かした磯遊び、海水浴利用等のための野外宿泊の拠点として整備する。	平 9 . 9 . 19 告示
103	博物展示施設	島根県松江市（加賀）	島根半島東部地域の利用拠点において、地域の自然情報等の提供のための博物展示施設として整備する。	平 9 . 9 . 19 告示
104	野 営 場	島根県松江市（多古鼻）	海蝕崖を生かした自然探勝及び海水浴利用のための野外宿泊の拠点として整備する。	平 9 . 9 . 19 告示
112	野 営 場	島根県出雲市（追分鼻）	日御碕地区の優れた海岸景観等を探勝するための利用拠点として整備する。	新規
113	宿 舎	島根県出雲市（追分鼻）	日御碕地区の優れた海岸景観等を探勝するための利用拠点として整備する。	新規
114	駐 車 場	島根県出雲市（宇龍）	日御碕地区の優れた海岸景観等を探勝するための利用拠点として整備する。	新規
(三瓶山)				

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
53	園 地	島根県大田市（西の原）	一般利用者を対象としたピクニック、散策、休憩園地とし、駐車場を含める。	昭55.9.19告示
54	舟 遊 場	島根県大田市（浮布池）	浮布池のボート遊びのための栈橋、休憩施設を設ける。	昭55.9.19告示
55	園 地	島根県大田市（浮布池畔）	一般利用者を対象とした展望、休憩のための園地とし、駐車場を設ける。	昭55.9.19告示
57	野 営 場	島根県大田市（浮布池畔）	一般利用者を対象とした野営場とし、ケビンを整備する。	昭55.9.19告示
58	園 地	島根県大田市（大平山）	一般利用者及び登山者を対象とした展望園地とする。	昭55.9.19告示
59	園 地	島根県大田市（東の原）	一般利用者を対象としたピクニック、休憩のための園地とする。	昭55.9.19告示
63	園 地	島根県邑智郡美郷町（湯抱温泉）	一般利用者及び湯治客を対象とした休憩、散策の園地とし、駐車場を設ける。	昭55.9.19告示
64	宿 舎	島根県邑智郡美郷町（湯抱温泉）	一般利用者及び湯治客を対象とした宿舎とする。	昭55.9.19告示
92	園 地	島根県大田市（三瓶温泉）	公共駐車場を基点とした、展望、休憩、散策のための園地として整備する。	平2.3.8告示
93	宿 舎	島根県大田市（三瓶温泉）	三瓶南山麓部の登山、ハイキング、自然探勝等の利用者の宿泊施設として、また、国民休養温泉地として整備する。	平2.3.8告示
94	宿 舎	島根県大田市（東の原）	三瓶の東山麓部のスキー、ハイキング等の利用者の宿泊施設として整備する。	平2.3.8告示

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
96	避 難 小 屋	島根県大田市（男三瓶山）	三瓶山登山の安全確保のための避難小屋として整備する。	平 2 . 3 . 8 告示
105	宿 舎	島根県大田市（西の原）	三瓶山西麓の登山、自然探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 9 . 9 . 19 告示
106	運 動 場	島根県大田市（西の原）	三瓶山西麓の広大な裾野の平坦地を生かした運動場として整備する。	平 9 . 9 . 19 告示
115	野 営 場	島根県大田市（東の原）	三瓶山を中心とした、登山、ハイキング、自然探勝等のための利用拠点として整備する。	新規
116	野 営 場	島根県大田市（西の原）	三瓶山を中心とした、登山、ハイキング、自然探勝等のための利用拠点として整備する。	新規

- (ウ) 道路
- a 車道
- 車道を次のとおりとする。

(表19：道路（車道）表)

番号	路線名	区 間	主 要 経過地	整備方針	告示年月日
(隠岐島)					
1	白島崎線	起点－島根県隠岐郡隠岐の島町（西村・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡隠岐の島町（白島崎駐車場）		白島崎への到達車道として、終点に路傍駐車を付帯させる。	昭55. 9. 19告示
5	別府耳浦線	起点－島根県隠岐郡西ノ島町（別府・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡西ノ島町（耳浦）		耳浦への到達道路とする。	昭55. 9. 19告示
6	国賀浜線	起点－島根県隠岐郡西ノ島町（浦郷・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡西ノ島町（国賀浜） 終点－島根県隠岐郡西ノ島町（国賀浜）		島前で最も利用者の多い国賀浜への到達道路として整備する。	平2. 3. 8告示
19	赤尾線	起点－島根県隠岐郡西ノ島町（赤江・車道分岐点） 終点－島根県隠岐郡西ノ島町（赤尾）		赤尾園地に至る車道として整備する。	平9. 9. 18告示
(島根半島)					
11	加賀佐波線	起点－島根県松江市（加賀・国立公園境界） 終点－島根県松江市（佐波・国立公園境界）		加賀への到達道路とする。	昭55. 9. 19告示
13	日御碕神社線	起点－島根県出雲市（笹子・国立公園境界） 終点－島根県出雲市（日御碕集団施設地区）	追石鼻	日御碕集団施設地区への到達道路とする。	昭55. 9. 19告示
18	地藏崎線	起点－島根県松江市（美保関・国立公園境界） 終点－島根県松江市（地藏崎）		美保関から地藏崎への到達道路として整備する。	平2. 3. 8告示
22	美保関線	起点－島根県松江市（美保関・国立公園境界） 終点－島根県松江市（美保関・国立公園境界）		五本松園地へ至る車道として整備する。	新規
(三瓶山)					
17	湯抱温泉線	起点－島根県邑智郡美郷町（湯抱・国立公園境界） 終点－島根県邑智郡美郷町（湯抱温泉）		湯抱への到達道路とする。	昭55. 9. 19告示
20	三瓶山周回線	起点－島根県大田市（西の原・車道分岐点） 終点－島根県大田市（東の原・車道合流点）	北の原	三瓶山を周回する道路として整備する。	平9. 9. 18告示
21	山口北の原線	起点－島根県大田市（山口・国立公園境界） 終点－島根県大田市（北の原・車道合流点）		山口方面から北の原への到達道路として整備する。	平9. 9. 18告示

b 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表20：道路（自転車道）表)

番号	路 線 名	区 間	主要経過地	整 備 方 針	告示年月日
1	三瓶山周回線	起点－島根県大田市（三瓶山北の原集団施設地区） 終点－島根県大田市（三瓶山北の原集団施設地区）	三瓶山北の原集 団施設地区 西の原 三瓶温泉 東の原	新三瓶の山麓に広がる明るい、開放的な自然を自転車及びジョギ ング等により楽しむための自転車道として整備する。 なお、当該自転車道の側道として、乗馬道を併設する。	平2.3.8告示

c 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表21：道路（歩道）表)

番号	路 線 名	区 間	主要経過地	整 備 方 針	告示年月日
(隠岐島)					
1	海苔田鼻線	起点－島根県隠岐郡隠岐の島町（元屋・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡隠岐の島町（海苔田鼻）		海苔田鼻への探勝歩道として、終点部に展望休憩施設を付帯させる。	昭55. 9. 19告示
2	高尾鷲ヶ峰線	起点－島根県隠岐郡隠岐の島町（中村・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡隠岐の島町（鷲ヶ峰・歩道合流点）	小敷原山	大満寺山系の縦走探勝歩道として、沿線に展望、休憩施設を付帯させる。	昭55. 9. 19告示
3	大満寺山登山線	起点－島根県隠岐郡隠岐の島町（有木・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡隠岐の島町（中谷・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡隠岐の島町（南谷駐車場）	大満寺山 鷲ヶ峰	大満寺山系の縦走路及び自然探勝歩道とし展望、休憩施設を付帯させる。 また、南の登山口である南谷駐車場への枝線を追加整備する。	平2. 3. 8告示
4	男池女池線	起点－島根県隠岐郡隠岐の島町（犬来・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡隠岐の島町（津井・歩道合流点）	立木浜	立木浜及び男池、女池を巡る探勝歩道とする。男池、女池に展望休憩施設を付帯させる。	昭55. 9. 19告示
5	金峯山線	起点－島根県隠岐郡隠岐の島町（津井・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡隠岐の島町（金峯山）		金峯山へ到達する歩道とする。金峯山に展望施設を付帯させる。	昭55. 9. 19告示
8	津戸線	起点－島根県隠岐郡隠岐の島町（津戸・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡隠岐の島町（都万集团施設地区）		津戸から都万集团施設地区への到達歩道として整備する。	昭55. 9. 19告示
10	高崎山線	起点－島根県隠岐郡西ノ島町（別府・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡西ノ島町（高崎山・歩道合流点）		別府から尾根伝いに高崎山に登る歩道とする。展望休憩施設を付帯させる。	昭55. 9. 19告示
11	国賀浜船越線	起点－島根県隠岐郡西ノ島町（国賀浜） 終点－島根県隠岐郡西ノ島町（船越・国立公園境界）	摩天崖 イザナギ浜	国賀浜から摩天崖を経てイザナギ浜に至る歩道として、沿線に展望休憩施設を付帯させる。	昭55. 9. 19告示
12	赤江三度線	起点－島根県隠岐郡西ノ島町（赤江） 終点－島根県隠岐郡西ノ島町（三度・国立公園境界）	鯛の浜	鯛の浜及び矢走2 6 穴の探勝歩道として、沿線に展望休憩施設を付帯させる。	平9. 9. 18告示の変更
13	焼火山登山線	起点－島根県隠岐郡西ノ島町（波止・国立公園境界） 起点－島根県隠岐郡西ノ島町（波止・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡西ノ島町（焼火山山頂）	焼火神社	焼火山及び焼火神社への探勝歩道を整備する。 また、波止の海岸とを連絡する枝線を追加整備する。	平2. 3. 8告示
16	アカハゲ山赤壁線	起点－島根県隠岐郡知夫村（アカハゲ山） 終点－島根県隠岐郡知夫村（赤壁）		アカハゲ山から赤壁に至る探勝歩道として、沿線に展望施設を付帯させる	昭55. 9. 19告示
32	知々井岬線	起点－島根県隠岐郡海士町（知々井） 終点－島根県隠岐郡海士町（知々井）	知々井岬	知々井岬へ至る歩道として整備する。	新規
(島根半島)					
17	五本松公園地蔵崎線	起点－島根県松江市（五本松公園） 終点－島根県松江市（地蔵崎）		五本松公園から地蔵崎へ至る探勝歩道として、沿線に展望休憩施設を付帯させる。	昭55. 9. 19告示

番号	路 線 名	区 間	主要経過地	整 備 方 針	告示年月日
18	美保関馬着山線	起点－島根県松江市（雲津・国立公園境界） 終点－島根県松江市（馬着山・歩道合流点）	軽尾	美保北浦の海岸を巡る探勝歩道として、沿線に展望休憩施設を付帯させる。	昭55. 9. 19告示
19	中国自然歩道線	起点－島根県松江市（七類・国立公園境界） 終点－島根県松江市（七類・国立公園境界） 起点－島根県松江市（北浦・国立公園境界） 終点－島根県松江市（千酌・国立公園境界）		中国自然歩道として整備する。	昭55. 9. 19告示
21	瀬崎多古鼻線	起点－島根県松江市（瀬崎・国立公園境界） 終点－島根県松江市（多古鼻）	沖泊	多古鼻及び多古七ツ穴の海岸線を巡る探勝歩道として、沿線に展望施設を付帯させる。	昭55. 9. 19告示
22	潜戸鼻線	起点－島根県松江市（潜戸） 終点－島根県松江市（佐波）	潜戸鼻	潜戸鼻を巡る探勝歩道として、沿線に展望施設を付帯させる。	昭55. 9. 19告示
23	日御碕鷺浦線	起点－島根県出雲市（宇竜・国立公園境界） 終点－島根県出雲市（鷺浦・国立公園境界） 終点－島根県出雲市（布窟）	足毛馬	日御碕から鷺浦までの海岸線を巡る探勝歩道として、沿線に展望休憩施設付帯させる。	昭55. 9. 19告示
24	追石鼻線	起点－島根県出雲市（日御碕） 終点－島根県出雲市（黒田）	追石鼻	日御碕西海岸を巡る探勝歩道として、沿線に展望休憩施設を付帯させる。	昭55. 9. 19告示
（三瓶山）					
19	中国自然歩道線	起点－島根県大田市（指書の名号・国立公園境界） 終点－島根県邑智郡美郷町（湯抱温泉・国立公園境界）	西の原 浮布池	中国自然歩道として整備する。	昭55. 9. 19告示
25	三瓶山周回線	起点－島根県大田市（男三瓶山頂） 終点－島根県大田市（男三瓶山頂・男三瓶山登山線歩道合流点）	男三瓶山 子三瓶山 孫三瓶山 大平山 女三瓶山	新三瓶の山々の頂上部を結び周回する歩道として整備する。	平2. 3. 8告示
26	孫三瓶登山線	起点－島根県大田市（女夫松） 終点－島根県大田市（孫三瓶山頂）	孫三瓶山	三瓶温泉から孫三瓶山に至る登山道として整備する。	平2. 3. 8告示
27	男三瓶登山線	起点－島根県大田市（北の原・北の原東の原線歩道分岐点） 起点－島根県大田市（姫逃池） 起点－島根県大田市（西の原・北の原東の原線歩道分岐点） 終点－島根県大田市（男三瓶山頂）	北の原 姫逃池 西の原 男三瓶山	北の原、姫逃池及び西の原から男三瓶山に至る三路線からなる登山道として整備する。	平2. 3. 8告示
28	室の内線	起点－島根県大田市（東の原） 起点－島根県大田市（西の原・歩道分岐点） 起点－島根県大田市（室の内・歩道分岐点） 起点－島根県大田市（孫三瓶山・歩道分岐点） 終点－島根県大田市（室の内）	東の原 西の原 大平山 孫三瓶 室の内	西の原、三瓶温泉及び東の原から男三瓶、女三瓶、子三瓶、孫三瓶及び大平山に囲まれたカルデラの中央部である室の内へ至る三路線からなる登山道として整備する。	平2. 3. 8告示
29	北の原東の原線	起点－島根県大田市（北の原・男三瓶登山線分岐点） 終点－島根県大田市（東の原）		中国自然歩道の北の原から分岐して東の原へ至る三瓶山山麓を巡る探勝歩道とする。	昭55. 9. 19告示
30	女三瓶登山線	起点－島根県大田市（北の原・歩道分岐点） 終点－島根県大田市（女三瓶山頂）	女三瓶山	北の原から女三瓶山に至る自然発生的な登山道を整備する。	平2. 3. 8告示

番号	路 線 名	区 間	主要経過地	整 備 方 針	告示年月日
31	浮布池周廻線	起点－島根県大田市（浮布池） 終点－島根県大田市（浮布池）	浮布池	浮布池を周回する探勝歩道として整備する。	平 2 . 3 . 8 告示

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表22：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主 要 経過地	整備方針	告示年月日
(隠岐島)						
1	ローソク島線	船舶運送施設	起点—島根県隠岐郡隠岐の島町（南方） 終点—島根県隠岐郡隠岐の島町（南方）	隠岐郡隠岐の島町（ローソク島）	ローソク島と隠岐の島町の海岸景観を鑑賞するための船舶運送施設として、既存施設の維持改善を図る。	新規
2		係 留 施 設	島根県隠岐郡隠岐の島町（塩浜）		海水浴利用者を海から運ぶため、栈橋を設ける。	昭55. 9. 19告示
3		係 留 施 設	島根県隠岐郡隠岐の島町（浄土ヶ浜）		本地区の海底の海中公園地区利用のため、栈橋を設ける。	昭55. 9. 19告示
4		係 留 施 設	島根県隠岐郡西ノ島町（耳浦）		東国賀を海上から遊覧する利用者の基地として栈橋を設ける。	昭55. 9. 19告示
5		係 留 施 設	島根県隠岐郡西ノ島町（イザナギ浜）		国賀を海上から遊覧する利用者の補助基地として栈橋を設ける。	昭55. 9. 19告示

番号	路線名	種類	位置又は区間	主 要 経過地	整備方針	告示年月日
6		係 留 施 設	島根県隠岐郡西ノ島町（国賀浜）		国賀を海上から遊覧する利用者の基地として栈橋を設ける。	昭55. 9. 19告示
14		係 留 施 設	島根県隠岐郡隠岐の島町（伊後）		白島の自然（特別保護地区）を保護するため、白島係留施設を振替え、白島を海上から遊覧する観光船の基地として整備する。	平 2 . 3 . 8 告示
15		係 留 施 設	島根県隠岐郡海士町（松島）		松島は明屋海岸の東沖にある、水の存在する数少ない無人島。野営場の整備に合わせ、係留施設を整備する。	平 2 . 3 . 8 告示
17		係 留 施 設	島根県隠岐郡知夫村（島津島）		島津島の園地及び野営場の整備に合わせ、係留施設を整備する。	平 2 . 3 . 8 告示
(島根半島)						
7		係 留 施 設	島根県松江市（多古）		多古セツ穴遊覧及び釣の利用者を対象として栈橋を設ける。	昭55. 9. 19告示

番号	路線名	種類	位置又は区間	主 要 経過地	整備方針	告示年月日
8		係 留 施 設	島根県松江市（加賀）		桂島地区の海水浴利用及び加賀潜戸の海上遊覧のための栈橋を設ける。	昭55. 9. 19告示
9	美保関	索道運送施設	島根県松江市（五本松）		五本松公園に至る索道を整備する。	昭55. 9. 19告示
11		係 留 施 設	島根県出雲市（布窟）		布窟洞窟遊覧のための栈橋を設ける。	昭55. 9. 19告示
18		係 留 施 設	島根県松江市（築島）		築島野営場の整備に合わせ、係留施設を整備する。	平2. 3. 8 告示
(三瓶山)						
12	三瓶山	索道運送施設	起点－島根県大田市（東の原） 終点－島根県大田市（大平山）		大平山への登山及びスキー利用のための索道を整備する。	昭55. 9. 19告示

（２）自然体験活動計画

自然体験活動計画を次のとおりとする。

1. 本計画の対象地域

大山隠岐国立公園（隠岐島・島根半島・三瓶山地域）

2. 自然体験活動で対象とする当該地域の自然、人文文化の特徴

本地域は、ユネスコ世界ジオパークに認定されている隠岐諸島、日本ジオパークに認定されている島根半島海岸部、石見地域の歴史・文化資産として日本遺産に認定されている三瓶山から成る。本地域は神話の舞台となっており、出雲大社をはじめとする神話にまつわる名所旧跡が点在する。伝統的な神事や祭が今もなお数多く執り行われているなど、神話とともに受け継がれてきた暮らしが、山と島と海の自然風景の中に溶け込んでいる。日本の原風景と言える暮らしに触れながら、山と島と海での多彩なアウトドア・アクティビティを楽しめる点が、他の場所にはない、本地域の魅力である。

3. 質の高い自然体験活動の促進に係る方針

当該地域では、次の方針により質の高い自然体験活動を促進する。

ア）自然と調和した「持続可能な観光」の実現

本地域の自然（地形や景観、生態系等）の魅力を損なうことなく、自然の保全と両立する持続可能な形で、利用を推進する。利用料の一部を保全活動に還元するなど、利用者負担の保全の仕組みづくりにも取り組む。さらには、自然のみならず環境全般や社会文化、経済への影響に十分に配慮した「持続可能な観光（サステナブル ツーリズム）」を進め、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献することを目指す。

イ）感動を与える体験の提供

自然を含む地域資源の四季折々の魅力を最大限引き出した「今だけ」「ここだけ」の体験を利用者に提供できるよう、雨天時の対応も考慮したツアー（旅行商品）開発やガイドの育成等を一層進める。また、広域にまたがる本地域の見どころをより多く楽しんでもらえるよう、サイクリングロードやロングトレイル（長距離自然歩道等）も活用して、隠岐島地区、島根半島地区及び三瓶山地区間での連携や、大山蒜山地域を含む周辺地域との連携を図り、周遊を促進する。

ウ）多様な利用・需要に応じたサービスの提供

外国人を含め、ファミリー層、若年層、障害者、富裕層等の幅広い利用者層や、新型コロナウイルス感染症対策、ワーケーションのような新たな滞在形態、キャッシュレス決済の導入等の多様な需要に応じたサービスの提供を図る。これによって同時に、社会情勢や利用の需要を含め市場環境の変化に強い安定的な集客を目指す。

エ）戦略的な誘客・プロモーションの実施

大山隠岐国立公園の関係機関・団体のみならず、他の国立公園を含む周辺地域の機関・

団体、政府観光局（JNTO）や航空会社等の全国規模の組織とも連携して、着実に認知度を高め、来訪の動機を醸成し、来訪のプランニングを助けるような、旅行者が来訪に至るまでの各段階に対応し、かつ、心に残る誘客・プロモーションを行う。同時に、魅力的な観光地域づくりにつながるよう、地域の魅力について住民に改めて周知を図る。

オ）地域コミュニティ、歴史・文化的資源の尊重と配慮、利用上のマナー

大山隠岐国立公園やその周辺部は、地域住民の生活の場でもあるため、地域コミュニティ、歴史・文化資源（地域の信仰や風習を含む）を尊重し、地域住民の生活・文化に負担がかからないよう配慮する。この点を含め、利用者に対して利用上のマナーについて周知を図る。

4. 地域ごとに促進する自然体験活動

各地域ごとに促進する自然体験活動は次のとおり。

ア）隠岐島地区及び島根半島地区

シーカヤック体験、シュノーケリング、スキューバダイビング、海水浴、釣り、キャンプ、登山、サイクリング、遊覧船や遊歩道沿いでの自然探勝、寺社参詣、自然学習、海洋ごみの回収を組み込んだ体験等、地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動

イ）三瓶山地区

登山、キャンプ、ピクニック、クロスカントリースキー、スノーシュー体験、サイクリング、自然学習等、地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動

4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和 11 年 2 月 1 日	大山国立公園の指定（大山地域）
昭和 38 年 4 月 10 日	区域の一部変更と名称変更（隠岐島、島根半島、三瓶山地域及び大山地域の拡張）
昭和 47 年 10 月 16 日	区域の一部変更
昭和 50 年 9 月 13 日	再検討（大山蒜山）
昭和 50 年 12 月 11 日	区域の一部変更
昭和 55 年 9 月 19 日	公園計画の変更（再検討）
平成 2 年 3 月 8 日	第 1 次点検に伴う一部変更
平成 9 年 9 月 18 日	第 2 次点検に伴う一部変更
平成 14 年 3 月 26 日	区域拡張（毛無山一帯）
平成 26 年 3 月 19 日	区域拡張（三徳山地域）

イ 規制計画

昭和 13 年 5 月 13 日	特別地域の指定（大山地域）
昭和 32 年 7 月 8 日	特別保護地区の指定（大山地域）
昭和 38 年 4 月 10 日	特別地域の拡張（第 1 種、2 種、3 種の地種区分）、特別保護地区の拡張
昭和 47 年 10 月 16 日	海中公園地区の指定（島根半島）
昭和 50 年 9 月 13 日	再検討（大山蒜山）
昭和 50 年 12 月 11 日	海域公園地区の指定（浄土ヶ浦、代、国賀）
平成 2 年 3 月 8 日	第 1 次点検に伴う一部変更（特別地域の追加）
平成 9 年 9 月 18 日	第 2 次点検に伴う一部変更
平成 14 年 3 月 26 日	特別地域及び特別保護地区の追加
平成 26 年 3 月 19 日	特別地域の追加（三徳山地域）

ウ 施設計画

昭和 27 年 10 月 13 日	単独施設の決定（大山地域）
昭和 29 年 2 月 18 日	集団施設地区の決定（大山地域）
昭和 30 年 9 月 7 日	単独施設計画の追加（大山地域）
昭和 31 年 6 月 15 日	集団施設地区の指定及び単独施設計画の追加（大山地域）
昭和 31 年 12 月 17 日	単独施設計画の追加（大山地域）
昭和 32 年 7 月 8 日	集団施設地区の変更（大山地域）
昭和 34 年 10 月 26 日	集団施設地区の変更（大山地域）
昭和 37 年 12 月 10 日	集団施設地区の変更（大山地域）

昭和 38 年 4 月 10 日	集団施設地区の追加指定及び単独施設計画の追加
昭和 40 年 12 月 10 日	集団施設地区の変更（大山蒜山地域）
昭和 42 年 10 月 26 日	運輸施設の追加（大山蒜山地域）
昭和 43 年 8 月 23 日	集団施設地区の変更（大山蒜山地域）
昭和 43 年 10 月 1 日	車道の変更（大山蒜山地域）
昭和 45 年 1 月 22 日	単独施設の追加（大山蒜山地域）
昭和 50 年 9 月 13 日	単独施設の変更（大山蒜山地域）
昭和 55 年 6 月 10 日	集団施設地区の変更
昭和 57 年 8 月 31 日	第 1 次点検に伴う変更（大山蒜山地域）
平成 2 年 3 月 8 日	第 1 次点検に伴う変更（隠岐諸島等地域）
平成 7 年 8 月 21 日	集団施設地区の変更及び単独施設の変更
平成 9 年 9 月 18 日	第 2 次点検に伴う変更（隠岐諸島等地域）
平成 14 年 3 月 26 日	区域拡張に伴う単独施設の追加（大山蒜山地域）
平成 21 年 10 月 28 日	第 4 次点検に伴う変更（大山蒜山地域）
平成 26 年 3 月 19 日	第 5 次点検に伴う変更（大山蒜山地域）